

学校いじめ防止基本方針



亀岡市立詳徳小学校

1 はじめに

(1) 「学校いじめ防止基本方針」作成について

いじめは、児童の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為である。児童の身近にいる一人一人の教職員が改めていじめの問題の重大性を認識し「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という考えのもとで、いじめの兆候をいち早く把握し、早期発見・早期対応に取り組むことが必要である。

本校では、平成 25 年 9 月 28 日施行のいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）を踏まえ、京都府、亀岡市の基本方針と照らし合わせて基本方針を作成した。

(2) いじめの定義について（「法」第 2 条より）

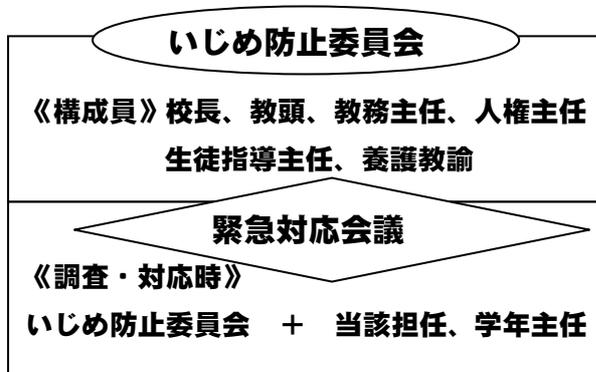
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ防止のための基本認識について

- ア 「いじめは、決して許される行為ではない」という強い認識を持って指導と対応を行う。
- イ いじめられている児童の立場に立った指導と対応を行う。
- ウ 学校と保護者間の共通認識のもと、適切な指導と対応に努める。
- エ 家庭・学校・地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む。

2 いじめの防止のための組織

(1) いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、機動的な「いじめ防止委員会」を置く。



(2) 「いじめ防止委員会」の構成員

左の通りとし、必要に応じて関係する教職員や学校評議員、民生委員児童委員や主任児童委員、心理や福祉の専門家等外部の専門家の参加を求める。

(3) 「いじめ防止委員会」の開催について

いじめ防止委員会は学期に 1 回程度開催する。なお、いじめ発生時には緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編成し、適切に対応する。

(4) いじめ防止委員会の役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応に組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめの未然防止及び指導と対応に関する考え方

(1) 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るという考えをもとに、いじめが発生してからではなく、発生する前に指導を行うことを心掛ける必要がある。全ての児童をいじめに向かわせることなく、人権教育を基盤とした学校経営、とりわけ道德教育を通して個人を尊重する態度や自他の命を大切にす指導を行い、互いを尊重する心豊かな児童を育成し、いじめを生み出さない学校を目指す。

(2) いじめ未然防止・早期発見のための年間計画について

月	取 組 内 容		
	教職員の対応	防止対策	早期発見
4	・年間指導計画の検討 (学級経営・学級活動 道徳指導・人権教育)	・学級作り ・みんな遊び・読み聞かせ等 クラスでの取組	・家庭訪問
5		・SAPの取組 ・なかよしウォークラリー	・学級の人権目標作り ・こころ相談箱
6	・地域懇談会に向けての 人権研修	・1学期人権旬間の取組(学級 活動・メッセージ・標語、ポス ター、作文)	・いじめ・人権アンケートの実施 ・地域懇談会・こころ相談箱
7	・第1回いじめ防止委員会 ・校内研修会 ・人権授業公開		・1学期人権旬間の振り返り ・個人懇談会
8	・市人権教育研究大会 ・人権学習についての研修		
9		・運動会に向けてお互いのいいところ見つけ	・人権アンケートの実施 ・こころ相談箱
10		・人権の本読み聞かせ	・こころ相談箱
11	・第2回いじめ防止委員会 ・人権研修会	・2学期人権旬間の取組 ・SAPの取組	・こころ相談箱
12	・2学期人権旬間のまとめ	・人権意見発表会(1日)	・2学期人権旬間の振り返り
1		・人権の本読み聞かせ	・こころ相談箱
2	・東部人権啓発推進 協議会研修	・SAPの取組 ・6年生へのありがとうメッセージ	・こころ相談箱
3	・第3回いじめ防止委員会 ・1年間のまとめ	・学級目標のまとめ	

SAP(詳徳あいさつプロジェクト)とは

学校(教職員・児童)、家庭、地域が連携して、元気のよいあいさつができるようにする活動、または取組のこと。

こころ相談箱とは

児童が「なやみ」や「こまっていること」を相談したい先生に相談することで、安心して学校生活を送ることができるようにする活動、または取組のこと。

(3) いじめ未然防止・早期発見のための取組

- ア 日常的に教職員が「いじめは絶対に許さない」という姿勢を訴える。
- イ 人権教育、道徳教育を計画的に行い、心豊かな児童を育成する。
- ウ 教職員一人一人の違った視点により、児童の表情、態度、持ち物、交友関係等を観察し、児童のサインを見落とさないようにするとともに、担任を中心に、個人ノートや連絡帳等を活用して児童理解に努める。
- エ 教育相談体制を強化し、面談等を実施する。そのため毎月11日を中心に「こころ相談箱」を設置する。
- オ 児童会活動を活性化し、SAP（こころのプロジェクト）を始めとし、児童がいじめ解消に取り組む環境を整備する。
- カ 児童に自己有用感や達成感を味わわせる取組を実施する。
- キ 教職員が鋭い人権感覚を身に付け、指導力を高める研修を実施する。
- ク 学校と地域社会、家庭が児童に対していじめ防止の啓発を実施する。
- ケ 気になることは丁寧に早い段階で家庭連絡を行うとともに、家庭からの情報を得やすいように、家庭と緊密な連携を図る。
- コ 地域で児童のトラブルやいじめ又はその疑いのある状況を発見した場合は学校にすぐに情報提供してもらえるように、日頃から地域との連携の深化に努める。

4 いじめに対する取組

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- イ いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止委員会」で情報を共有する。
- ウ 「いじめ防止委員会」を中心に関係児童から事情を聞く等いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、重大事態時は亀岡市教育委員会に報告する。
- エ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。
- オ いじめられた児童と保護者への支援を行う。
- カ いじめた児童への指導を行うとともに、保護者によりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- キ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- ク いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(2) いじめられている児童への指導

いじめの事実が判明した時には、教職員はいかなる場合でもいじめられている児童の側に立った指導を行う。教職員は、いじめられている児童やいじめ情報を大人に報告した児童に対して、徹底的に守るという姿勢を明確に示し、迅速で丁寧な指導を実施する。

(3) いじめている児童への指導

「いじめられている側にも問題がある」という考えで指導してはならない。なぜなら、いかなる原因があろうとも人をいじめてもよいという理由にはならないからである。この考えのもと、いじめている児童に対しては厳しく適切な指導を行う必要がある。いじめは、いかなる理由があっても認められないことを指導し、いじめている児童にいじめに対する責任の取り方を考えさせる。そして、自らの学校生活や友達関係の在り方を反省させるとともに、いじめている児童の内面を深く掘り下げ、なぜいじめを行ったのか、当該児童が抱えている問題を聞きだし、心の成長を促すようにする。

(4) 保護者連携

- ア いじめの事実が把握できた段階から、適切に保護者連携を行い、学校の指導と対応について説明する。
- イ 迅速で丁寧な連携に心掛け、不安や悩みを軽減できるよう努める。
- ウ いじめられた児童といじめた児童双方の保護者の気持ちに配慮しながら指導と対応を進める。
- エ いじめられた児童の保護者の心痛の解消に努める。

(5) 学級への指導

全ての児童に、いじめは絶対に許すことのできないことを厳しく適切に指導し、観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同様であることを理解させる。そして、いじめをなくす活動を、児童が自ら取り組むように指導し、いじめを抑止する学級集団づくりに努める。

- 観衆（いじめを助長する存在）… A いじめがおもしろいと思っている。 B いじめられている児童への不快感を持っている。 C 自分も仲間外れにされるのではないかと怖がっている。
- 傍観者（いじめを支持する存在）… A 無関心な児童・人間関係や人との関わりに関心で、自分の関心があるものしか気が向かない。・周りでひどいことが行われていても、関わらず勝手なことをする。 B 葛藤している児童・正義感があるが、いじめを抑止する勇気がない。・次は自分かもしれないという不安を抱えている。

- ア いじめられている児童にも問題があるという考えは許されないということや、いけないことをいけないと言えることの大切さを徹底して指導する。
- イ いじめを助長したり、抑えたりするのは、周りにいる人たちの態度によるところが大きいことを理解させる。
- ウ 観衆や傍観者も加害者と同様であることを自覚させる。
- エ 当事者を傷付けないよう配慮しながら実際にあった具体的な事例をもとに教訓化して、2度と同じようないじめを繰り返さないように指導する。
- オ いじめられている児童の心の痛みや苦しみを理解させる。
- カ いじめを止められなかった自分たちの行動について考えさせる。
- キ 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導を工夫改善する。
- ク 児童会活動を通して、命を大切にする指導等心の教育を徹底させる。

5 関係機関との連携

(1) 家庭・地域との連携

P T Aや地域の方々とは、様々な機会に意見や情報の交流を図れるようにする。また、いじめ問題に対する指導と対応の方針や計画については、積極的な情報発信に努める。

(2) 関係機関との連携

- ア 学校でのいじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案については警察に相談し、連携して対応するよう努める。
- イ いじめる児童のおかれた背景に家庭環境等の要因が考えられる場合には家庭支援総合センターや市の福祉関係機関の協力を得ることも視野に入れて対応する。

平成 26 年 5 月 1 日策定